

## 安全データシート

### 1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	:	EPN-d <sub>5</sub>
SDSコード	:	MB-13
供給者の会社名称	:	
林純薬工業株式会社		
住所	:	大阪府大阪市中央区内平野町3丁目2番12号
電話番号	:	06-6910-7305
E-mail	:	shiyaku_kikaku@hpc-j.co.jp
URL	:	https://direct.hpc-j.co.jp/
緊急連絡電話番号	:	06-6910-7305
推奨用途	:	試験研究用
使用上の制限	:	試験研究以外の用途には使用しない事。人体又は動物用の医薬品、食品、家庭用品、化粧品等には使用しない事。環境中に使用しない事。

### 2. 危険有害性の要約

#### GHS分類

物理的危険性	爆発物	区分に該当しない	
	可燃性ガス	区分に該当しない	
	エアゾール	区分に該当しない	
	酸化性ガス	区分に該当しない	
	高压ガス	区分に該当しない	
	引火性液体	区分に該当しない	
	可燃性固体	区分に該当しない	
	自己反応性化学品	タイプ G	
	自然発火性液体	区分に該当しない	
	自然発火性固体	区分に該当しない	
	自己発熱性化学品	分類できない	
	水反応可燃性化学品	区分に該当しない	
	酸化性液体	区分に該当しない	
	酸化性固体	区分に該当しない	
	有機過氧化物	区分に該当しない	
	金属腐食性化学品	分類できない	
	鈍性化爆発物	区分に該当しない	
	健康有害性	急性毒性(経口)	区分2
		急性毒性(経皮)	区分3
		急性毒性(吸入:気体)	区分に該当しない
急性毒性(吸入:蒸気)		分類できない	
急性毒性(吸入:粉じん、ミスト)		区分1	
皮膚腐食性/刺激性		区分に該当しない	
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性		分類できない	
呼吸器感作性		分類できない	
皮膚感作性		区分に該当しない	
生殖細胞変異原性		区分に該当しない	
発がん性		区分に該当しない	

	生殖毒性	区分 2
	特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	区分 1 (神経系)
	特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	区分 1 (神経系, 血液系)
	誤えん有害性	分類できない
環境有害性	水生環境有害性 短期(急性)	区分 1
	水生環境有害性 長期(慢性)	区分 1
	オゾン層への有害性	分類できない

絵表示  
(GHS JP)



GHS06



GHS08



GHS09

- 注意喚起語 (GHS JP) : 危険
- 危険有害性 (GHS JP) : 飲み込んだ場合や吸入した場合は生命に危険 (H300+H330)  
皮膚に接触すると有毒 (H311)  
生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い (H361)  
臓器の障害 (神経系) (H370)  
長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害 (神経系、血液系) (H372)  
長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性 (H410)

注意書き (GHS JP)

- 安全対策 : 使用前に取扱説明書を入手すること。(P201)  
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。(P202)  
粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。(P260)  
取扱い後は手、前腕および顔をよく洗うこと。(P264)  
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)  
屋外又は換気の良い場所だけで使用すること。(P271)  
環境への放出を避けること。(P273)  
保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。(P280)  
[換気が不十分な場合]呼吸用保護具を着用すること。(P284)
- 応急措置 : 飲み込んだ場合: 直ちに医師に連絡すること。(P301+P310)  
皮膚に付着した場合: 多量の水で洗うこと。(P302+P352)  
吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)  
ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師に連絡すること。(P308+P311)  
直ちに医師に連絡すること。(P310)  
気分が悪いときは、医師の診察/手当てを受けること。(P314)  
口をすすぐこと。(P330)  
汚染された衣類を直ちに全て脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。(P361+P364)  
漏出物を回収すること。(P391)
- 保管 : 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233)  
施錠して保管すること。(P405)
- 廃棄 : 内容物/容器を国際、国、都道府県又は市町村の規則に従って廃棄すること。(P501)

### 3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 : 化学物質

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS RN
			化審法番号	安衛法番号	
EPN-d5	≥95%	C14H9D5NO4PS	(3)-2617	4-(2)-17,4-(3)-17	-

上記濃度又は濃度範囲は、規格値ではありません。

上記濃度又は濃度範囲に記載の%は、個別表記があるものを除き、全て重量%となります。

## 4. 応急措置

### 応急措置

- 吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
直ちに医師に診断／手当てを受けること。
- 皮膚に付着した場合 : 汚染された衣類を直ちに全て脱ぐこと。  
多量の水と石鹼で優しく洗うこと。  
直ちに医師に診断／手当てを受けること。
- 眼に入った場合 : 眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用してい  
て容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。  
直ちに医師に診断／手当てを受けること。
- 飲み込んだ場合 : 口をすすぐこと。  
直ちに医師に診断／手当てを受けること。

## 5. 火災時の措置

- 適切な消火剤 : 水噴霧、耐アルコール泡消火剤、乾燥粉末消火剤、二酸化炭素、砂
- 使ってはならない消火剤 : 強い水流は使用しない。
- 爆発の危険 : 加熱により、容器が爆発するおそれがある。
- 火災時の危険有害性分解生成物 : 火災時に刺激性もしくは有毒なフュームまたはガスを発生する。
- 消火方法 : 着火した場合、初期消火は、火元(燃焼源)を断ち、適切な消火剤を用いて一挙に  
消火する。  
周辺火災の場合、移動可能な容器は速やかに安全な場所に移す。  
移動不可能な場合、容器及び周囲の設備等に散水し、冷却する。  
消火に使用した水が環境中に流出しないようにする。  
消火後も大量の水を用いて容器を冷却する。
- 消火時の保護具 : 消火作業の際は、空気呼吸器を含め防護服(耐熱性)を着用する。

## 6. 漏出時の措置

### 人体に対する注意事項、保護具および緊急時措置

- 一般的措置 : 立ち入る前に、密閉された場所を換気する。  
関係者以外の立ち入りを禁止する。  
直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。  
作業の際には、吸い込んだり、眼、皮膚及び衣類に触れないように、必ず適切な  
保護具を着用し、風下で作業行わない。

### 環境に対する注意事項

- 環境に対する注意事項 : 環境への放出を避けること。  
下水道や公共用水域への侵入を防ぐ。

### 封じ込め及び浄化の方法及び機材

- 浄化方法 : 漏出は、吸収剤を使用してできるだけ素早く回収する。  
できるだけ液体漏出物は密閉容器に回収する。  
回収跡は多量の水で洗い流す。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

### 取扱い

- 技術的対策 : 吸い込んだり、眼、皮膚及び衣類に触れないように、適切な保護具を着用して作業  
する。  
漏れ、あふれ、飛散しないように取扱い、ミスト、蒸気の発生を少なくし、換気を十  
分にする。

安全取扱注意事項	: この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。 取扱い後はよく手を洗いうがいをする事。 作業所の十分な換気を確保する。 接触、吸入又は飲み込まないこと。
接触回避	: 長時間または反復の暴露を避ける。
<b>保管</b>	
安全な保管条件	: 施錠して保管すること。 直射日光を避け、換気の良い場所に保管する。容器を密閉し、火気、熱源より遠ざける。
安全な容器包装材料	: 遮光した気密容器。
技術的対策	: 適用法令を遵守する。
保管温度	: 冷蔵保管: 2~10℃

## 8. ばく露防止及び保護措置

ばく露限界値	
EPN	
許容濃度(ACGIH)	TWA 0.1 mg/m <sup>3</sup> (IFV), STEL - (Skin)
設備対策	: 取扱場所での発生源の密閉化、または局所排気装置、全体換気装置の設置。取扱い場所の近くに安全シャワー、洗眼設備を設け、その位置を明瞭に表示する。
<b>保護具</b>	
皮膚及び身体の保護具	: 不浸透性前掛け、不浸透性作業衣、保護長靴
眼の保護具	: 保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)
手の保護具	: 不浸透性保護手袋
呼吸用保護具	: 防毒マスク

## 9. 物理的及び化学的性質

物理状態	: 液体
外観	: 液体
色	: データなし
臭い	: データなし
pH	: データなし
融点	: データなし
凝固点	: データなし
沸点	: データなし
引火点	: データなし
自然発火点	: データなし
分解温度	: データなし
可燃性	: データなし
蒸気圧	: データなし
相対密度	: データなし
密度	: データなし
相対ガス密度	: データなし
溶解度	: データなし
n-オクタノール/水分係数(Log Pow)	: データなし
爆発限界 (vol %)	: データなし
動粘性率	: データなし
粒子特性	: データなし

## 10. 安定性及び反応性

反応性	: データなし
化学的安定性	: 通常の取扱い条件では安定である。
危険有害反応可能性	: データなし
避けるべき条件	: 日光、熱
混触危険物質	: データなし
危険有害な分解生成物	: 窒素酸化物、硫黄酸化物、

## 11. 有害性情報

EPN	
急性毒性 (経口)	【分類根拠】(1)~(6) より、区分 2 とした。【根拠データ】(1) ラットの LD50: 7 mg/kg (MOE 初期評価第 4 巻: 暫定的有害性評価シート (2005)、GESTIS (Access on April 2020)、HSDB (Access on April 2020))(2) ラットの LD50: 雄: 36 mg/kg、雌: 7.7 mg/kg (ACGIH (7th, 2019))(3) ラットの LD50: 8 mg/kg (HSDB (Access on April 2020))(4) ラットの LD50: 14 mg/kg (IPCS PIM G001 (1985))(5) ラットの LD50: 雄: 36 mg/kg、雌: 24 mg/kg (食安委 農薬評価書 (2017)、農薬抄録 (2017))(6) ラットの LD50: 36 mg/kg (HSDB (Access on April 2020))
急性毒性 (経皮)	【分類根拠】溶媒が水であり、GLP 試験結果である (1) に重きを置いて、区分 3 とした。【根拠データ】(1) ラットの LD50 (溶媒: 水): 雄: 2,850 mg/kg、雌: 538 mg/kg (食安委 農薬評価書 (2017)、農薬抄録 (2017)、HSDB (Access on April 2020))(2) ラットの LD50 (溶媒: アセトン): 雄: 230 mg/kg、雌: 25 mg/kg (ACGIH (7th, 2019)、HSDB (Access on April 2020))
急性毒性 (吸入: 気体)	【分類根拠】GHS の定義における固体であり、区分に該当しない。
急性毒性 (吸入: 蒸気)	【分類根拠】データ不足のため分類できない。
急性毒性 (吸入: 粉末)	【分類根拠】(1)~(3) より、区分 1 とした。なお、ばく露濃度が飽和蒸気圧濃度 (1.7E-005 mg/L) よりも高いため、粉じんとして mg/L を単位とする基準値を適用した。新たな情報源の使用により、旧分類から区分を変更した。【根拠データ】(1) ラットの LC50 (1 時間): 106 mg/m <sup>3</sup> (0.106 mg/L) (4 時間換算値: 0.0265 mg/L) (ACGIH (7th, 2019)、MOE 初期評価第 4 巻: 暫定的有害性評価シート (2005))(2) ラットの LC50 (1 時間): 160 mg/m <sup>3</sup> (0.16 mg/L) (4 時間換算値: 0.04 mg/L) (HSDB (Access on April 2020))(3) 本物質の蒸気圧: 0.00000095 mmHg (25°C) (飽和蒸気圧濃度換算値: 1.7E-005 mg/L) (HSDB (Access on April 2020))
急性毒性 (吸入: ミスト)	データなし
皮膚腐食性/刺激性	【分類根拠】(1)、(2) より、区分に該当しないとした。【根拠データ】(1) 本物質はウサギを用いた皮膚刺激性試験において僅かな刺激性が認められ、適用 24/48/72 時間後の平均スコアは 0.3/0.1/0.1 であった (食安委 農薬評価書 (2017)、農薬抄録 (2017))。 (2) 本物質は過剰量で皮膚と眼を刺激する (HSDB (Access on April 2020))。
眼に対する重篤な損傷又は刺激性	【分類根拠】(1)、(2) の記載はあるが、データ不足により分類できないとした。旧分類の根拠とされたデータは製剤によるデータであること及び原体のデータは動物の死亡により、区分に十分な情報が得られないことから区分を変更した。【参考データ等】(1) ウサギを用いた眼刺激性試験において結膜刺激性を有するが、速やかに回復すると判断されている、しかしながら、本試験で使用したウサギは 6 例中 5 例が適用後、18 時間以内、残りの 1 例も 48 時間以内に死亡している (食安委 農薬評価書 (2017)、農薬抄録 (2017))。 (2) 本物質は過剰量で皮膚と眼を刺激する (HSDB (Access on April 2020))。
呼吸器感作性	【分類根拠】データ不足のため分類できない。
皮膚感作性	【分類根拠】(1) より、区分に該当しないとした。【根拠データ】(1) モルモットを用いた皮膚感作性試験 (ビューラー法) において皮膚感作性は認められなかった (食安委 農薬評価書 (2017)、農薬抄録 (2017))。
生殖細胞変異原性	【分類根拠】(1)、(2) より、in vivo 試験で陰性、一部の in vitro 試験で陽性であったが、専門家判断に基づき、区分に該当しないとした。【根拠データ】(1) in vivo では、マウスの骨髄細胞を用いた小核試験で陰性の報告がある (食品安全委員会 農薬評価書 (2017)、農薬抄録 (2017))。 (2) in vitro では、細菌の復帰突然変異試験、哺乳類培養細胞の染色体異常試験で陰性、哺乳類培養細胞のマウスリンフォーマ試験、ヒトリンパ球の染色体異常試験で陽性の報告がある (食品安全委員会 農薬評価書 (2017)、農薬抄録 (2017))。

EPN	
発がん性	【分類根拠】(1)の既存分類結果、及び(2)、(3)の実験動物における発がん性試験の結果より区分に該当しないとした。【根拠データ】(1)国内外の分類機関による既存分類では、ACGIHでA4(ACGIH(7th, 2019))に分類されている。(2)本物質を雌雄のラットに2年間、マウスに18ヵ月混餌投与した発がん性試験で、投与に関連した腫瘍性病変の発生頻度の増加は認められなかった(食安委 農薬評価書(2017))。(3)雌雄のラットに本物質を2年間混餌投与した試験でも発がん性の証拠は認められなかった(ACGIH(7th, 2019))。
生殖毒性	【分類根拠】(1)より、親動物毒性用量において児動物の生存率低下がみられたことからガイダンスに従い区分2とした。【根拠データ】(1)ラットを用いた混餌投与による2世代繁殖試験において、親動物毒性(体重増加抑制)がみられる用量で、児動物の生存率低下がみられた(食安委 農薬評価書(2017))。【参考データ等】(2)雌ラットの妊娠6~15日に強制経口投与した発生毒性試験において、母動物毒性(振戦、虚脱、円背位、鼻汁、流涙)がみられる用量においても胎児に影響はみられていない(食安委 農薬評価書(2017))。(3)雌ウサギの妊娠7~19日に強制経口投与した発生毒性試験において、母動物毒性(死亡(2/15例)、摂餌量減少)がみられる用量において、胎児に低体重がみられている(食安委 農薬評価書(2017))。(4)雌ラットの妊娠6~哺育10日に強制経口投与した発達神経毒性試験において、母動物毒性(振戦、体重増加抑制)がみられる用量において、胎児に体重増加抑制がみられたが、発達神経毒性はみられていない(食安委 農薬評価書(2017))。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	【分類根拠】(1)、(2)より、区分1(神経系)とした。【根拠データ】(1)本物質は有機リン系殺虫剤であり、コリンエステラーゼ阻害作用を示す(ACGIH(7th, 2019)、食安委 農薬評価書(2017))。(2)ヒトでは本物質の中毒症状として、流涎、流涙、尿と便失禁、胸のしめつけ感、疲労感、虚弱、体重減少、筋萎縮、眼の中膜の退色が現れ、これらの症状は神経障害によるものであり、急性又は慢性ばく露後、複数年に亘ってみられるとの報告がある(ACGIH(7th, 2019)、MOE 初期評価第4巻: 暫定的有害性評価シート(2005))。【参考データ等】(3)ラットの単回経口投与試験において、5 mg/kg以上で、自発運動の低下、流涎、流涙、尿量増加、血圧低下、緩徐呼吸、感覚受容の低下や顕著な活動低下、致死量の20 mg/kg以上で、これらの症状に加えて、協調不能、円背位、振戦、嗜眠が認められた(食安委 農薬評価書(2017))。(4)「労働基準法施行規則の規定に基づき労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む。))並びに労働大臣が定める疾病を定める件」(平成8年労働省告示第33号)において、本物質の別名であるフェニルホスホノチオン酸 o-エチル-o-パラ-ニトロフェニル (EPN) について労働大臣(現厚生労働大臣)が定める疾病として、頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、意識混濁等の意識障害、言語障害等の神経障害、錯乱等の精神障害、筋の線維束攣縮、痙攣等の運動神経障害又は縮瞳、流涎、発汗等の自律神経障害が記載されている(労規則35条別表(1996))。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	【分類根拠】(1)、(2)より、ヒトにおいて神経系への影響が、(3)~(5)より、実験動物において区分1の範囲で神経系、血液系への影響がみられていることから、区分1(神経系、血液系)とした。【根拠データ】(1)本物質の中毒による症状として、流涎、流涙、尿失禁、脱糞、胸のしめつけ感、疲れやすさ、虚弱、体重減少、筋萎縮、眼の中膜の退色が現れ、これらの症状は神経障害によるものであり、短期及び長期ばく露後、複数年に亘ってみられる(MOE 初期評価第4巻: 暫定的有害性評価シート(2005))。(2)本物質9 mg/day(約0.13 mg/kg/day)を56日間カプセル投与したボランティア5名で、血漿及び赤血球コリンエステラーゼ活性の低下がみられた(ACGIH(7th, 2019))。(3)ラットを用いた混餌による90日間反復経口投与毒性試験において、25 ppm(雄: 1.48 mg/kg/day、雌: 1.89 mg/kg/day、区分1の範囲)以上で赤血球コリンエステラーゼ活性阻害(20%以上)、125 ppm(雄: 7.34 mg/kg/day、雌: 11.6 mg/kg/day、区分1の範囲あるいは上限近傍)で赤血球数・ヘモグロビン量・ヘマトクリット値・血糖減少、脳コリンエステラーゼ活性阻害、脾臓のヘモジデリン沈着がみられた(食安委 農薬評価書(2017))。(4)ラットを用いた90日間吸入毒性試験(6時間/日、5日/週)において0.0008 mg/L(90日換算: 0.00058 mg/L、区分1の範囲)以上の雌、0.008 mg/L(90日換算: 0.0058 mg/L、区分1の範囲)の雄で赤血球コリンエステラーゼ活性阻害がみられた(食安委 農薬評価書(2017))。(5)ラットを用いた21日間経皮ばく露毒性試験において、1.5 mg/kg/day(90日換算: 0.35 mg/kg/day、区分1の範囲)以上で赤血球コリンエステラーゼ活性阻害、5.0 mg/kg/day(90日換算: 1.2 mg/kg/day、区分1の範囲)以上で脳コリンエステラーゼ活性阻害、15.0 mg/kg/day(90日換算: 3.5 mg/kg/day、区分1の範囲)で振戦、円背位、削そう、体重増加抑制、多巣性肝細胞変性・壊死等がみられている(食安委 農薬評価書(2017))。
誤えん有害性	【分類根拠】データ不足のため分類できない。

## 12. 環境影響情報

EPN	
水生環境有害性 短期(急性)	甲殻類(オオミジンコ)26 時間 LC50 = 0.00006 mg/L(MOE 初期評価第 2 巻, 2003)であることから、区分 1 とした。
水生環境有害性 長期(慢性)	慢性毒性データを用いた場合、急速分解性がなく(BOD による 4 週間分解度: 3%(METI 既存点検結果, 1983))、魚類(ファットヘッドミノー)の 31~34 日間 NOEC = 0.0111 mg/L(MOE 初期評価第 2 巻, 2003)から、区分 1 となる。慢性毒性データが得られていない栄養段階に対して急性毒性データを用いた場合、急速分解性がなく(BOD による 4 週間分解度: 3%(MOE 初期評価第 2 巻, 2003, METI 既存点検結果, 1983))、甲殻類(オオミジンコ)26 時間 LC50 = 0.00006 mg/L(MOE 初期評価第 2 巻, 2003)から、区分 1 となる。以上の結果から、区分 1 とした。
残留性・分解性	データなし
生体蓄積性	データなし
土壌中の移動性	データなし
オゾン層への有害性	データなし

## 13. 廃棄上の注意

- 化学品(残余廃棄物) : 都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に、内容を明示して処理を委託する。
- 汚染容器及び包装 : 容器の内容物を完全に除去してから廃棄する。  
空容器は地域の条例に準拠してリサイクル、再利用または廃棄する必要がある。

## 14. 輸送上の注意

### 国際規制

#### 海上輸送(IMDG)

- 国連番号 (IMDG) : 2810
- 正式品名 (IMDG) : TOXIC LIQUID, ORGANIC, N.O.S.
- 容器等級(IMDG) : II
- 輸送危険物分類 (IMDG) : 6.1
- 危険物ラベル (IMDG) : 6.1
- クラス(IMDG) : 6.1
- 区分(IMDG) : 6.1
- 特別規定 (IMDG) : 274
- 少量危険物(IMDG) : 100 ml
- 微量危険物(IMDG) : E4
- 包装要件(IMDG) : P001
- IBC 包装要件(IMDG) : IBC02
- ポータブルタンク包装規定 (IMDG) : T11
- 輸送特別規定-タンク(IMDG) : TP2, TP13, TP27
- 積載区分 (IMDG) : B
- 特性および観察結果 (IMDG) : Toxic if swallowed, by skin contact or by inhalation.
- 緊急時応急措置指針番号 : 153

#### 航空輸送(IATA)

- 国連番号 (IATA) : 2810
- 正式品名 (IATA) : Toxic liquid, organic, n.o.s.
- 容器等級 (IATA) : II
- 輸送危険物分類 (IATA) : 6.1
- 危険物ラベル (IATA) : 6.1
- クラス (IATA) : 6.1
- 区分(IATA) : 6.1
- PCA 微量危険物(IATA) : E4
- 特別管制区(PCA)少量危険物(IATA) : Y641

特別管制区(PCA)数量限定物の最大積載量(IATA)	: 1L
PCA 包装要件(IATA)	: 654
特別管制区(PCA)最大積載量(IATA)	: 5L
CAO 包装要件(IATA)	: 662
貨物機専用(CAO)最大積載量 (IATA)	: 60L
特別規定(IATA)	: A3、A4、A137
ERGコード (IATA)	: 6L
<b>海洋汚染物質</b>	: 該当
<b>国内規制</b>	
海上規制情報	: 船舶安全法の規定に従う。
航空規制情報	: 航空法の規定に従う。
緊急時応急措置指針番号	: 153
<b>特別な輸送上の注意</b>	: 運搬に際しては、容器の転倒、損傷、落下、荷崩れ等しないように積み込み、漏出のないことを確認する。

## 15. 適用法令

### 国内法令

労働安全衛生法	: 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9) エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(政令番号: 67)
毒物及び劇物取締法	: 毒物(法第2条別表第1) エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト
水質汚濁防止法	: 有害物質(法第2条、施行令第2条、排水基準を定める省令第1条)
消防法	: 非該当
海洋汚染防止法	: 個品運送P(施行規則第30条の2の3、国土交通省告示)
外国為替及び外国貿易法	: 輸出貿易管理令別表第1の2項 輸出貿易管理令別表第1の16の項
船舶安全法	: 毒物類・毒物(危規則第2、3条危険物告示別表第1)
航空法	: 毒物類・毒物(施行規則第194条危険物告示別表第1)
港則法	: その他の危険物・毒物類(毒物)(法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)
道路法	: 車両の通行の制限(施行令第19条の13、(独)日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	: 特別管理産業廃棄物(法第2条第5項、施行令第2条の4)
下水道法	: 水質基準物質(法第12条の2第2項、施行令第9条の4)
化学物質排出把握管理促進法(PRTR 法)	: 第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1) O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート(別名EPN)(政令番号: 48)(100%) 【改正後 令和5年4月1日以降】 第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1) O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート(別名EPN)(管理番号: 48)(100%)
労働基準法	: 疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)
土壌汚染対策法	: 特定有害物質(法第2条第1項、施行令第1条)

## 16. その他の情報

参考文献	: 17322 の化学商品(化学工業日報社) 国際化学物質安全性カード(ICSC) 独立行政法人 製品評価技術基盤機構(NITE) ERG2020 版 緊急時応急措置指針(日本規格協会)
------	--



## その他の情報

- : この SDS は林純薬工業株式会社の著作物です。当該製品の化学物質製品を取り扱う事業者に対して提供するものであり、安全を保証するものではありません。現時点における該化学物質の情報を全て検証しているわけではありません。当該化学物質について常に未知の危険性が存在するという認識で、製品運搬・開封から廃棄に至るまで、安全を最優先して使用者自己の責任においてご使用下さい。当該化学物質を使用する際は、使用者自ら安全情報を収集すると共に使用される場所・機関・国などの、法規制等については使用者自ら調査し最優先させてください。国または地方の規制についての調査は、当社としては行いかねますので、この問題については使用者の責任で処理願います。当該物質の日本語による SDS と他国言語にて翻訳された SDS が存在する場合、内容の相違があるなしに関わらず日本語で記述された文書が優先され他国言語による文書は参考文書とします。